鹿屋市告示第513号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和８年10月30日

鹿屋市長　　郷原　拓男

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
令和８年10月30日	鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目24番１ 株式会社センチュリーハウス 代表取締役　加治木百年	鹿児島県鹿屋市新川町158番５	5.03m	34.88m